

平成23年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所  
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者認定試験問題

# 憲 法

配点 100点

時間 90分

※ 試験開始の合図があるまで、  
この問題冊子の中を見ないこと。

2011年度(2011年1月実施)法科大学院既修者認定試験「憲法」試験問題

以下の2問、問題1・問題2とも解答せよ。

(配点:両問とも50点)

問題1

衆議院議員Xが、新たに国政レベルでも「国民発案」を実施すべく、そのための法律案を提出しようと考え、国会法56条に基づいて議員立法として法案化し、衆議院議員92名の署名捺印を添えて、衆議院事務局に提出した。ところが、衆議院事務局は、上記議員立法の受理に際しては、当該議員の所属会派の「機関承認」を受けることが確立した議会運営上の先例となっているにもかかわらず、これを欠いていることから法律案として受理できないとして受け取りを拒否した。これに対して、衆議院議員Xは、国会法56条の賛成者要件を満たしているにもかかわらず法案を受理しなかったことにより、精神的損害を蒙ったとして国家賠償法に基づいて金100万円の慰謝料及び民法所定の遅延損害金の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起した。この事例について、本件議員立法に対する衆議院事務局の不受理の取扱いについて裁判所はどのような判断をなすべきか、論じなさい。

問題2

非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とする民法900条4号但書の規定につき、以下のような見解を批判しつつ、違憲論を展開してみなさい。

「日本国憲法24条は『家族』に関する事項について、国会に広く立法裁量を与えており、著しく不合理でない限りは、家族法(民法第4編・第5編)はおおよそ合憲と扱うべきものである。そもそも、家族法は緻密な私法体系の一部であり、公法である憲法の介入はおおよそ避けるべきである。また、非嫡出子は憲法14条1項後段列举事由のいずれにも該当せず、厳格審査基準や中間審査基準の下で判断すべき事案でもない。加えて、憲法24条は婚姻制度の維持を要請しているのであり、一夫一婦制を崩しかねない、民法900条4号からの但書の削除は、許されない。」